

令和8年度 土地改良技術
記録映像製作業務

特別仕様書

近畿農政局 土地改良技術事務所

項 目	内 容	備考
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目的) 第1-2条</p> <p>(業務の範囲) 第1-3条</p> <p>(場 所) 第1-4条</p> <p>(一般事項) 第1-5条</p> <p>(配置技術者の確 認) 第1-6条</p> <p>(保険加入) 第1-7条</p>	<p>令和8年度 土地改良技術 記録映像製作業務の実施に当たっては、別添「記録映像製作業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、近畿農政局管内における国営事業地区の工事経過等を記録し、記録映像を製作するものである。</p> <p>本業務の範囲は、国営農地再編整備事業東近江地区、国営緊急農地再編整備事業亀岡中部地区、国営かんがい排水事業東条川二期地区及び国営総合農地防災事業和歌山平野地区の撮影録画を行うものである。</p> <p>本業務での撮影予定地は滋賀県東近江市、京都府亀岡市、兵庫県加東市及び小野市並びに和歌山県和歌山市、紀の川市及び岩出市であり、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項として、作業実施の順序、方法等について、監督職員と密接な連絡をとり、業務の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>共通仕様書第4条における業務組織計画の作成に当たっては次によるものとする。 (1) 受注者は業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において業務組織計画を変更する際も同様である。</p> <p>受注者は、共通仕様書第15条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>	
<p>第2章 業務作業内容 (作業項目) 第2-1条</p>	<p>本業務の作業項目及び撮影スケジュールは、下表に示すとおりとし、撮影内容は、工事施工状況や完成施設、受益地内の営農状況等とする。 なお、作業項目の詳細は別紙1 作業項目内訳表に示すとおりである。</p>	

項 目	内 容	備考																																		
<p>(作業条件) 第2-2条</p> <p>(材料) 第2-3条</p> <p>(撮影内容等) 第2-4条</p> <p>第3章 業務管理 (情報共有システム) 第3条</p> <p>第4章 打合せ (打合せ) 第4条</p>	<table border="1" data-bbox="477 174 1275 622"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>対象地区</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撮影準備等 (HDカム)</td> <td>東条川二期地区、和歌山平野地区</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <td>撮影準備等 (UAV)</td> <td>東近江地区、亀岡中部地区、 東条川二期地区、和歌山平野地区</td> <td>11回</td> </tr> <tr> <td>撮影録画作業 (HDカム)</td> <td>東条川二期地区、和歌山平野地区</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <td>撮影録画作業 (UAV)</td> <td>東近江地区、亀岡中部地区、 東条川二期地区、和歌山平野地区</td> <td>11回</td> </tr> <tr> <td>業務概要作成</td> <td>東近江地区、亀岡中部地区、 東条川二期地区、和歌山平野地区</td> <td>一式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(撮影スケジュール)</p> <table border="1" data-bbox="485 743 1267 887"> <thead> <tr> <th rowspan="2">撮影時期</th> <th colspan="2">撮影回数</th> </tr> <tr> <th>HDカム</th> <th>UAV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年7月～令和9年3月</td> <td>8回</td> <td>11回</td> </tr> </tbody> </table> <p>HDカム及びUAVの両方の撮影を行う地区は、1作業日内において各撮影を1回実施するものとする。</p> <p>UAVの飛行に当たっては、関係機関に対して事前に飛行内容(日時、範囲など)を周知しなければならない場合があるため、監督職員に確認し、必要に応じて関係機関への周知を実施するものとする。</p> <p>また、特定飛行(人口集中地区(DID地区)の上空を飛行など)が必要になった場合は、事前に飛行計画の通報を行わなければならない。</p> <p>撮影業務に用いる材料は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="405 1366 1339 1469"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撮影用ビデオテープ (HD カム)</td> <td>本</td> <td>16</td> <td>HD カム 30分用</td> </tr> </tbody> </table> <p>本業務の撮影内容及び撮影日については、別途、監督職員より指示するものとする。撮影に当たっては、監督職員及び関係者と十分な調整を図らなければならない。</p> <p>本業務は、情報共有システムの対象外業務である。</p> <p>打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、打合せには管理技術者(プロデューサー)が出席するものとする。 初 回 撮影作業着手段階 最 終 撮影作業終了後</p>	作業項目	対象地区	数 量	撮影準備等 (HDカム)	東条川二期地区、和歌山平野地区	8回	撮影準備等 (UAV)	東近江地区、亀岡中部地区、 東条川二期地区、和歌山平野地区	11回	撮影録画作業 (HDカム)	東条川二期地区、和歌山平野地区	8回	撮影録画作業 (UAV)	東近江地区、亀岡中部地区、 東条川二期地区、和歌山平野地区	11回	業務概要作成	東近江地区、亀岡中部地区、 東条川二期地区、和歌山平野地区	一式	撮影時期	撮影回数		HDカム	UAV	令和8年7月～令和9年3月	8回	11回	品 目	単 位	数 量	備 考	撮影用ビデオテープ (HD カム)	本	16	HD カム 30分用	
	作業項目	対象地区	数 量																																	
	撮影準備等 (HDカム)	東条川二期地区、和歌山平野地区	8回																																	
	撮影準備等 (UAV)	東近江地区、亀岡中部地区、 東条川二期地区、和歌山平野地区	11回																																	
	撮影録画作業 (HDカム)	東条川二期地区、和歌山平野地区	8回																																	
	撮影録画作業 (UAV)	東近江地区、亀岡中部地区、 東条川二期地区、和歌山平野地区	11回																																	
	業務概要作成	東近江地区、亀岡中部地区、 東条川二期地区、和歌山平野地区	一式																																	
	撮影時期	撮影回数																																		
		HDカム	UAV																																	
	令和8年7月～令和9年3月	8回	11回																																	
品 目	単 位	数 量	備 考																																	
撮影用ビデオテープ (HD カム)	本	16	HD カム 30分用																																	

項 目	内 容	備考
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第5-2条</p> <p>(著作権の取り扱い について) 第5-3条</p> <p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6条</p> <p>第7章 環境配慮の チェック・要件 化 (環境配慮のチェッ ク・要件化) 第7条</p>	<p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、管理技術者は業務打合せ記録簿を作成し、内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>成果物及び提出部数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 記録映像(外付けHDD) 5基 (1基は全地区、4基は各地区の記録映像データを保存)</p> <p>(2) 記録映像(HDカム30分用)16本</p> <p>(3) 業務概要の出力 1部 (A4サイズ10枚程度・市販のファイル綴じで可)</p> <p>なお、(1)及び(2)の成果物は編集可能な状態として提出するものとする。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地 近畿農政局 土地改良技術事務所</p> <p>受注者は、この業務によって生じた納入成果品に係る一切の著作権を、納入成果品の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとし、発注者の行為について著作者人格権を行使しないものとする。</p> <p>業務請負契約書第9条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-1条に示す「作業項目」に変更が生じた場合。 (2) 第4条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他</p> <p>ただし、軽微な変更については両者協議のうえ、変更しない場合がある。</p> <p>受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、業務の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書(別紙2)として提出すること。なお、全ての事項について「実施した/努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した/努めた」にチェックを入れること。</p>	

項 目	内 容	備考
<p>第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8 条</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。 イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。 ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。 エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。</p> </div> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

記録映像製作業務

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	業務対象作業項目			
		東近江	亀岡中部	東条川二期	和歌山平野
撮影準備等 (HDカム)	HDカムによる撮影録画作業の準備段階で必要となる撮影現地条件の確認、工程計画の作成及び撮影後における映像内容の確認等を行う。	—	—	4回	4回
撮影準備等 (UAV)	UAVによる撮影録画作業の準備段階で必要となる撮影現地条件の確認、工程計画の作成及び撮影後における映像内容の確認等を行う。 ※亀岡中部地区は360°カメラで撮影する。	2回	1回※	4回	4回
撮影録画作業 (HDカム)	撮影録画作業を行う。1回当たりの標準撮影時間は40分程度を想定している。撮影機材はHDカム(出力時1920×1080px程度)とする。	—	—	4回	4回
撮影録画作業 (UAV)	撮影録画作業を行う。1回当たりの標準撮影時間は20分程度を想定している。国土交通省へ機体登録を行ったUAVにより撮影を行うものとする。 ※亀岡中部地区は360°カメラで撮影する。	2回	1回※	4回	4回
業務概要の作成	撮影日時、場所及び内容を一覧表に整理するとともに、撮影内容(静止画又は動画)の一部を紙出力して業務概要を作成する。 業務概要は、記録映像とともに外付けHDDに保存するほか、A4サイズ用紙10枚程度で作成することを想定しており、市販の簡易加除式ファイルに綴じて納品するものとする。	一式			

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・業務実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・業務実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・業務実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・業務実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるように、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・業務実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・業務実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> 「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 受注者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> その他（ ） 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）